

令和3年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月10日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2C、2D

3 出席委員 16名

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 4名

会長

20番 斎藤 靖裕

委員

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

13番 佐野 一

5 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第9号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号

農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第11号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第12号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第13号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第14号

令和3年農業委員会事業計画(案)及び令和3年農作業労働賃金等標準額について

議案第15号

不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第16号

贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

報告第3号

農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第4号

令和2年賃借料情報について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 3 年第 2 回
総会を開会いたします。
はじめに、長尾会長職務代理者より挨拶を申し述べます。

職 代 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、総会規則及び農業委
員会等に関する法律により長尾会長職務代理者に議長を
お願いします。
長尾会長職務代理者、よろしくお願いします。

職 代 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 16 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 番 平山委員、18 番 徳田委

員のご兩名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年1月26日午前9時から市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、今推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業4件、農林業支援センター事業10件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和3年1月27日午前10時から徳田委員、原田委員、櫛引推進委員で金木地区の登記官照会1件、令和3年2月1日午前9時から徳田委員、鳴海推進委員で金木地区の4条転用1件、令和3年2月5日午前10時から平山委員、桑田推進委員で五所川原地区の4条転用1件、5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第9号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転14件、無償所有権移転3件、賃貸借権設定2件です。

2ページをご覧ください。

- 1番 大字持子沢字笠野前ほか、田5筆、合計13,496㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,294,000円の有償移転です。
- 2番 大字七ツ館字柏枝、田2筆、合計5,160㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,290,000円の有償移転です。
- 3番 大字飯詰字森越、田2筆、合計6,066㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,213,000円の有償移転です。
- 4番 大字下岩崎字駒返、田3筆、合計11,280㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,256,000円の有償移転です。
- 5番 十三土佐、田5筆、合計5,886㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,472,000円の有償移転です。

- 6 番 大字高野字広野、畑 1 筆、2, 197 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600, 000 円の有償移転です。
- 7 番 大字原子字紅葉、田 1 筆、2, 119 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 487, 370 円の有償移転です。
- 8 番 大字長富字中道より南、田 3 筆、合計 5, 827 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 291, 000 円の有償移転です。
- 9 番 大字長富字中道より南、田 2 筆、合計 2, 453 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 122, 000 円の有償移転です。
- 10 番 大字太刀打字常盤、田 2 筆、合計 496 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 49, 600 円の有償移転です。
- 11 番 大字高野字北原、田 3 筆、合計 409 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20, 000 円の有償移転です。
- 12 番 大字原子字紅葉ほか、畑 4 筆、田 2 筆、合計 11, 604 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 850, 000 円の有償移転です。
- 13 番 大字野岸字牧ノ原、畑 2 筆、合計 3, 175 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 10,000 円の有償移転です。

- 14番 相内実取、田1筆、426㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。
- 15番 大字原子字紅葉ほか、畑2筆、合計6,048㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。
- 16番 大字広田字足代、田6筆、合計7,799㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 17番 大字高野字北原ほか、畑5筆、田3筆、合計8,216㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 18番 金木町川倉七夕野、田1筆、2,075㎡のうち1057.85㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
3年間の賃貸借権設定です。
- 19番 大字長富字中道より南ほか、畑1筆、田1筆、合計4,103㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
2年間の賃貸借権設定です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第3条第2項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議長 議案第9号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第9号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第9号について原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第10号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

11ページをご覧ください。

議案第10号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は2件です。

12ページをご覧ください。

1番 大字水野尾字懸樋、田2筆、806㎡

申請人は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が10ha以上であるため第1種農地であると判断されます。

不許可の例外である既存敷地の拡張になります。

申請人は、老人介護支援センターを経営しており、隣地に施設と事務所を構えているため高齢化の影響により従業員の増員により駐車場増大を検討し、土地を探したが条件に合う土地が見つからず近接の代表者所有の農地は、交通の安全面や仕事の効率等から公道に出ることなく行き来ができ、管理のしやすさ、時間短縮などを目的に申請地を選考しました。

既存敷地の2分の1を超えない拡張であることから第1種農地の不許可の例外に該当すると認められます。

土地利用計画については、添付書類により妥当と判断され、周囲に農地は存在しますが営農に支障はないものと考えられ転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 金木町嘉瀬端山崎、田1筆、977㎡

申請人は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から南へ約3.1kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

不許可の例外である農業用施設です。

申請人は、長年、農業を営んでいたが農業用機械等の増加で既存の農業用倉庫が手狭になり自宅から約700mの場所に所有農地があり、作付け農地にも近いので今回の申請に至ったものです。

申請地の西側に面している農地との間には、土砂等の流出を防ぐためL型擁壁を施し、被害を及ぼすことのないように努め雨水は自然浸透させます。

土地利用計画については、計画図より妥当と判断され信用についても添付書類等から問題なく周囲には農地があるものの転用にあたり支障はなく許可相当と判断されます。

申請地の位置については、13ページと14ページをご覧ください。

議長 議案第10号についての説明が終わりました。
整理番号1番について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号1番について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号1番について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きますので、整理番号2番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、11番 小山内委員には退席をお願いいたします。

11番

小山内委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号2番について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号2番について原

案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

1 1 番 小山内委員は着席をお願いいたします。

1 1 番

小山内委員 (着席)

議 長 続きますして、議案第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 5 ページをご覧ください。

議案第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

申請件数は、所有権移転 2 件です。

1 6 ページをご覧ください。

1 番、2 番ともに大字漆川字袖掛、1 番は田 1 筆 1 1 9 m²、2 番は田 1 筆 3 6 6 m²です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は社員駐車場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 1 k m に位置し、市街地の区域内で都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた地域であるため第 3 種農地と判断されます。

申請人は、電気工事業を営んでおり、現在使用している駐車場が手狭となり営業車両及び従業員車両の駐車スペースを確保するために希望の土地を探したところ会社から近く防犯面でも都

合がよく今回の申請に至った。

北側は宅地、東側は県道沿いに面している。

西側・南側は農地であるためL型擁壁を施すことで土砂等の流出を防ぐため被害を及ぼすことはないと思われま

す。雨水は自然浸透させ、土地利用についても計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、17ページをご覧ください。

議長 議案第11号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第11号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第11号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 18ページをご覧ください。

議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定59件、所有権移転17件です。

19ページ番号1番から47ページ番号59番までの利用権設定59件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

48ページ番号1番から54ページ17番までの所有権移転17件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）」によるものです。

議長 議案第12号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分間とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 （5分間閲覧）

議長 それでは時間となりましたので、議案第13号について審議いたします。

整理番号1番、42番、57番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 （なし）

議長 ご質問がないようですので、整理番号1番、42番、57番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号1番、42番、57番以外について原案のとおり決定いたします。

続きまして、整理番号1番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、15番 和島委員には退席をお願いいたします。

15番
和島委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整地番号1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号1番について原案のとおり決定いたします。

15番 和島委員は着席をお願いいたします。

15番
和島委員 (着席)

議長 続きまして、整理番号42番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、14番 秋田谷委員には退席

をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号42番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号42番について原案のとおり決定いたします。

14番 秋田谷委員は着席をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (着席)

議長 続きまして、整理番号57番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、8番 小野委員には退席をお願いいたします。

8番

小野委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号 5 7 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号 5 7 番について原案のとおり決定いたします。

8 番 小野委員は着席をお願いいたします。

8 番
小野委員 (着席)

議長 続きまして、議案第 1 3 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

5 5 ページをご覧ください。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数 1 件、農地の所在は、金木町芦野、畑 2 筆、土地の所有者は記載のとおりです。

変更後の地目は宅地であります。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第 1 3 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 3 号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 3 号について原案のとおり承認いたします。

 続きまして、議案第 1 4 号「令和 3 年農業委員会事業計画(案)及び令和 3 年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

 本件について、参与より説明をお願いします。

参 与 5 6 ページをご覧ください。

 議案第 1 4 号「令和 3 年農業委員会事業計画(案)及び令和 3 年農作業労働賃金等標準額について」

 令和 3 年農業委員会事業計画及び令和 3 年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を求めるものです。

 5 7 ページをご覧ください。

 (議案説明)

議 長 議案第 1 4 号について説明が終わりました。

 ご質問、ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 4 号「令和 3 年農業委員会事業計画(案)及び令和 3 年農作業労働賃金等標準額」について原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第14号「令和3年農業委員会事業計画(案)及び令和3年農作業労働賃金等標準額」について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第15号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 61ページをご覧ください。

議案第15号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」

農地法の一括贈与に係る下記贈与者及び受贈者は地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。

62ページをご覧ください。

1番 贈与者は記載のとおりであり、農業を営んでいた期間は50年です。

受贈者は記載のとおりであり、農業に従事していた期間は24年です。

農地法による許可年月日は令和2年4月10日です。

特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大字種井字山野辺ほか12筆です。

2番 贈与者は記載のとおりであり、農業を営んでいた期間は67年です。

受贈者は記載のとおりであり、農業に従事していた期間は35年です。

農地法による許可年月日は令和2年6月12日です。

特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大字一野坪朝

日田ほか6筆です。

以上、徴収猶予を受けるための

- ① 農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと。
- ② 受贈者が年齢18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していること。
- ③ 所有農地の全部を贈与するものであること。
- ④ 推定相続人の1人に贈与するものであること。
- ⑤ 徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件の受贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5要件をすべて満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第15号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第15号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第15号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第16号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 63ページをご覧ください。

議案第16号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」

贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

件数は19件です。

64ページをご覧ください。

下記19件につきましては、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから引き続き贈与税の納税猶予を受けることができると判断されます。

議 長 議案第16号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第16号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第16号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第9号から議案第16号までのすべての審議が終了いたしました。

報告第3号から第4号につきましては、後ほどお目直しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたしま

す。慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 4 2 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(長尾 信彦)

会長職務代理者

(平山 洋志)

1 番委員

(徳田 長弘)

1 8 番委員
